医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則（平成三十年内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第二十九中「届出者の氏名又は名称　　印」を「届出者の氏名又は名称」に改め、「４．本届出書には届出者により記名押印又は署名をすること。」を削り、「５．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。」を「４．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。」に改める。

様式第三十中「印」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府厚生労働省令第十四号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

内閣総理大臣　菅　義偉
厚生労働大臣　田村　憲久

労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令

（労働金庫法施行規則の一部改正）

第一条　労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第八十二条の十四第五号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改める。

第百二十二条第一号の二及び第二号の二、第百五十二条の二の三第一号ハ及び第二号ハ、第百五十二条の二の二十一第三項第四号、別表第二役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の変更の項及び別表第四役員（銀行法第五十二条の六十一の三第一項第二号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下ハの表において同じ。）の変更の項中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第二号及び別紙様式第六号記載上の注意1．⑴中「第27条第３項第１号」を「第27条第２項第５号」に改める。

別紙様式第九号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に、「第27条第３項第１号」を「第27条第２項第５号」に改める。

別紙様式第十号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に、「第27条第３項第１号」を「第27条第２項第５号」に改める。

別紙様式第十の二中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に、「第27条第３項第１号」を「第27条第２項第５号」に改める。

別紙様式第十一号記載上の注意に次のように加える。

8　労働金庫法第94条第３項において準用する銀行法第52条の37第１項の申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十三号記載上の注意中「労働金庫法（以下「法」という。）」を「法」に改める。

別紙様式第十四号中「印」を削り、同様式の「代　表　者　氏　　名」の次の記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1　本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

2　労働金庫法（以下「法」という。）第94条第３項において準用する銀行法第52条の37第１項の申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十四号1記載上の注意中「労働金庫法（以下「法」という。）」を「法」に改める。

別紙様式第十五号記載上の注意に次のように加える。

4　労働金庫法第94条第５項において準用する銀行法第52条の61の３第１項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。